

# 市立岸和田市民病院院内保育所運営業務委託仕様書

## 1 業務名

市立岸和田市民病院院内保育所の運営業務

## 2 委託期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで。但し受託期間内においても、契約は単年度（4月～翌3月）ごとに締結するものとし、年度ごとに、点検・評価し、業務履行状態が良好でかつ業者を見直す必要がないと判断した場合のみ、新年度の契約を継続できるものとする。

なお、令和7年11月1日から令和8年3月31日までの間に、現受託業者による引き継ぎを受け、業務委託に向けた諸準備を行うこと。（当該引き継ぎにかかる費用は新受託者負担とする。）

## 3 運営条件等

- (1) 児童福祉法、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、保育所保育指針等、関係法令・通知等を遵守すること。
- (2) 認可外保育施設指導監督基準に基づき保育所運営を行うこと。
- (3) 保育の質の向上のための取り組みを行うこと。
- (4) 業務に関する帳簿類を備え、適切に管理すること。
- (5) 公平かつ平等な利用を確保すること。
- (6) 個人情報の保護を徹底すること。
- (7) 施設設備及び備品の維持管理を適切に行うこと。
- (8) 児童の安全確保、危機管理の徹底に努めること。
- (9) 児童に身体的苦痛を与えたり人格を辱めることがないよう、児童の人権に十分配慮すること。
- (10) 労働基準法、労働安全衛生法、男女雇用機会均等法等を遵守すること。
- (11) 「市立岸和田市民病院すくすくルーム運営規程」、「病児保育規程」を参考とすること。

## 4 保育内容の概要

### (1) 通常保育

- |         |  |
|---------|--|
| ア 定員    | 35名  |
| イ 保育日   | 年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)・日曜・国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く毎日  |
| ウ 保育対象児 | 病院職員が養育する生後57日目から就学前までの乳幼児   |
| エ 保育時間  | 通常保育 午前7時30分から午後7時00分<br>延長保育 午後7時00分から午後8時00分<br>24時間保育は週3回(月、水、金)開園する。<br>※開園曜日及び回数は変更する可能性あり。<br>夜間保育 午後2時30分から翌日午前11時00分<br>※保護者様が夜勤時、夜間保育を利用しない場合は日中保育時間で預かり可 |

※夜勤明けによる利用時間は午後 4 時 30 分まで

## (2) 病児保育

- |           |  |
|-----------|--|
| ア 定 員     | 1 名  |
| イ 保 育 日   | 年末年始 (12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで) ・ 土曜 ・ 日曜 ・ 国民の祝日に<br>関する法律に規定する休日を除く毎日。                |
| ウ 保育対象児   | 病院職員が養育する生後 57 日目から小学校 3 年生の乳幼児及び児童  |
| エ 保 育 時 間 | 午前 8 時 00 分から午後 6 時 00 分<br>ただし、受付時間を病児保育待機とし、それ以降利用がない場合は閉園する<br>ものとする。(受付時間は提案すること)  |
| オ 保 育 場 所 | 院内 6 階病児保育室  |
| カ そ の 他   | 病児保育にかかる看護師は、本院に勤務する看護師をあてる。<br>(利用者が要る場合、看護師は 1 日 2 回定期巡回を実施し、保育士より連絡が<br>あった際は対応する。) |

※令和 7 年度において病児保育は実施していないが、今後、運営再開する可能性があるため上記の条件において運用できる体制を整えておくこと。

## 5 管理運営体制

### (1) 施設の設定の維持管理に関する業務

保育所の機能と環境を良好に維持し、保育業務が常に快適かつ衛生的に行われるために、日常の必要な掃除、施設等の点検及び保守管理を行うとともに、省資源、省エネルギー等環境に配慮すること。また、不可抗力により生じた施設の不備や不具合が明らかになった場合は、直ちに委託者へ報告し、協議すること。

なお、病児保育においては、通常の清掃は清掃委託業者が行うが、病児保育利用時における簡易清掃については受託者にて行うこと。

### (2) その他必要な管理業務

- ア 入所案内等作成
- イ 入所時面談及び入退所手続きにおける連携
- ウ 保育所利用実績の集計及び保育料の計算
- エ 保育日誌の作成及び毎月の業務報告書の提出
- オ 各種統計等の資料作成、利用者の意向調査等
- カ 視察、監査等の対応
- キ その他、管理運営上必要であって、上記いずれにも該当しない業務

## 6 保育に従事する職員

- (1) 保育業務を遂行するにあたり、児童福祉法に定める適切な人員以上の保育士資格を有する者(以下「保育士」という。)を配置すること。
- (2) 保育所運営にかかる豊富な知識と経験を有するもの(実務経験 10 年以上ある保育士)を責任者として選任配置し、責任体制を明確にするとともに委託者との連絡及び調整を行うこと。
- (3) 児童の健やかな保育のため、保育士の異動に配慮した固定配置とともに、受託者の事情により

欠員が生じることのないよう、代替要員の確保等必要な措置を講ずること。

- (4) 保育時間帯について責任体制、連絡体制等を明確にするなど、業務の円滑な遂行のための体制を整えておくこと。
- (5) 職員に対し保育知識、安全のための研修等を実施し、運営に必要な知識の習得に努めること。
- (6) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に基づく職員の健康診断を実施するとともに、保護者が安心できる保育を提供できるよう心身の健康管理を行うこと。

## 7 保護者との連絡調整

- (1) 運営においては、保護者会を設置する等、保護者と定期的に話し合う場を設け、相互理解に努めること。（現在は、2か月に一度の定例会を実施している。）
- (2) 保護者に対して要望や苦情の対応体制を明確にするとともに、保護者の意見・要望を聞くための取り組みを行い、その意向に配慮すること。要望等は委託者に報告するとともに責任をもって対応すること。

## 8 給食等

### (1) 院内保育所

- ア 給食（昼食 夕食 朝食）については、配食業者からの手配または利用者持参を可能とする。  
（※現在は、受託者にて手配のうえ宅配弁当を提供）
- イ おやつ等は受託者が手配すること。

### (2) 病児保育

給食（昼食）については原則、利用者持参とする。

## 9 健康、保健衛生

- (1) 受託者は、児童福祉施設最低基準に準拠し、院内保育所利用児童に対して、新規入所時（入所前）および年 2 回の健康診断を学校保健安全法に基づく健康診断に準じて実施すること。また、児童の健康管理を記録し、保管すること。

※健康診断については一部を当院にて実施する。

- (2) 児童が使用する器具、遊具及び食器については、環境及び児童の安全・衛生面にも配慮したものを配備すること。
- (3) 食物アレルギー児に対する給食等の個別対応を適切に行うこと。
- (4) 「保育所における感染症ガイドライン」（厚生労働省）に基づき適切な対応を取ること。

## 10 保育料等の徴収

- (1) 保育料、給食費、おやつ代及びその必要な諸雑費は、受託者が利用者から実費相当額を徴収するものとし、これらの収支状況については常に明確にすること。  
（現在は、昼食 300 円、夕食 300 円、朝食 100 円、おやつ 90 円）
- (2) 受託者は、利用者から徴収した保育料について、当院が発行する納付通知書に基づき、当院

へ納付するものとする。

給食費、おやつ代及び必要な諸雑費の徴収後の扱いについては、受託者によるものとする。

(3) 病児保育の利用料及び給食費は、委託者が利用者から直接徴収する。

## 11 費用負担の区分

保育所運営業務に伴う費用等の負担は、次のとおりとする。

### (1) 病院が負担する費用等

- ア 業務遂行上の必要により使用する電気・水道等の光熱水費
- イ 老朽化または、入所児童増加に伴う遊具、備品、家電等
- ウ 施設の修繕等の維持管理費
- エ 入所児童の健康診断にかかる費用
- オ その他、病院が負担することが相当と考えられる費用等

### (2) 受託者が負担する費用等

- ア 保育職員の人件費
- イ 保育職員の保健衛生費
- ウ 保育職員の被服費
- エ 業務遂行上必要な通信機器及び通信費
- オ 業務遂行上必要な消耗品費及び保育材料費
- カ 運営業務向上に必要な保育職員に対する研修費用等
- キ 賠償責任保険料
- ク 保育職員が通勤等に使用する車両に係る駐車場の確保及びその費用  
(当院側から場所の提供は行わない)
- ケ その他、「病院が負担することが相当と考えられる費用等」以外の費用等

## 12 危機管理対応及び保険

- (1) 受託者は自然災害、人的災害、事故等に対し、あらかじめ対応マニュアル等を作成するとともに、避難訓練を月1回実施する等、消防法に定められた事項を遵守し、対応について万全を期すること。
- (2) 保育施設の火気の取り扱いについては、火気取締責任者を定め、遺漏のないよう措置すること。
- (3) 施設内での火災、犯罪、疾病、食中毒等の防止に努め、発生時には的確に対応するとともに直ちに委託者に報告すること。
- (4) 受託者の瑕疵にかかる賠償責任保険に加入すること。

## 13 情報管理

- (1) 受託者は、業務の実施により知り得た情報を外部に漏らし、または他の目的に利用することのないよう万全の措置を講ずること。
- (2) 病院及び保護者等から、情報公開、調査及び報告等の要請がある場合は、これに応ずるものと

する。

(3) 国・県等から、調査及び報告等の要請がある場合は、これに応ずるものとする。

#### 14 業務の再委託の制限

業務の全部を一括して、または業務の主たる部分を第三者に委託または請け負わせることを禁ずる。ただし、受託者が病院の承諾を得た場合は、業務の一部を第三者に委託または請け負わせることができる。

#### 15 その他

この仕様書に定めるもののほか、委託業務の内容及びその処理方法等で疑義が生じた場合は、双方が誠意をもって協議して定める。